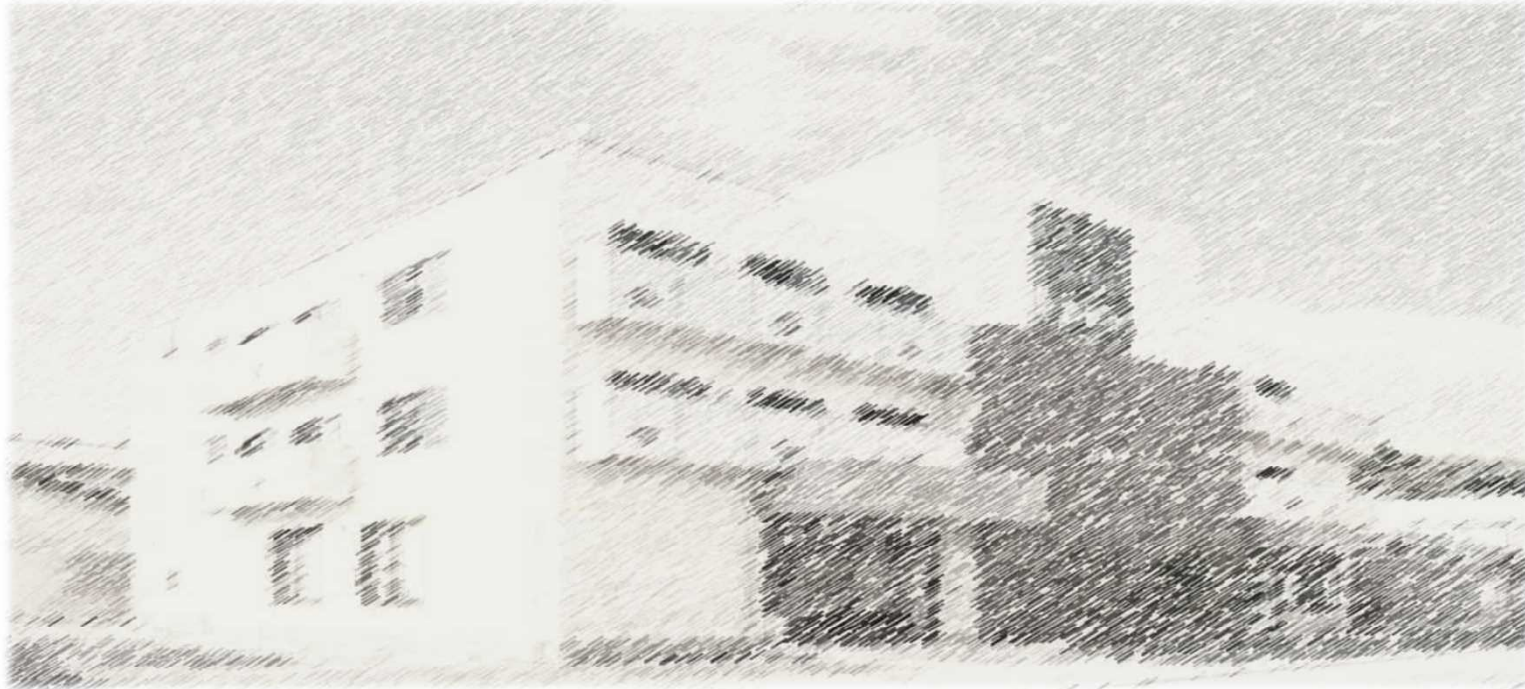


NPO法人抱樸の居住支援について

「住まい・暮らし」の一体支援
そして、地域づくり

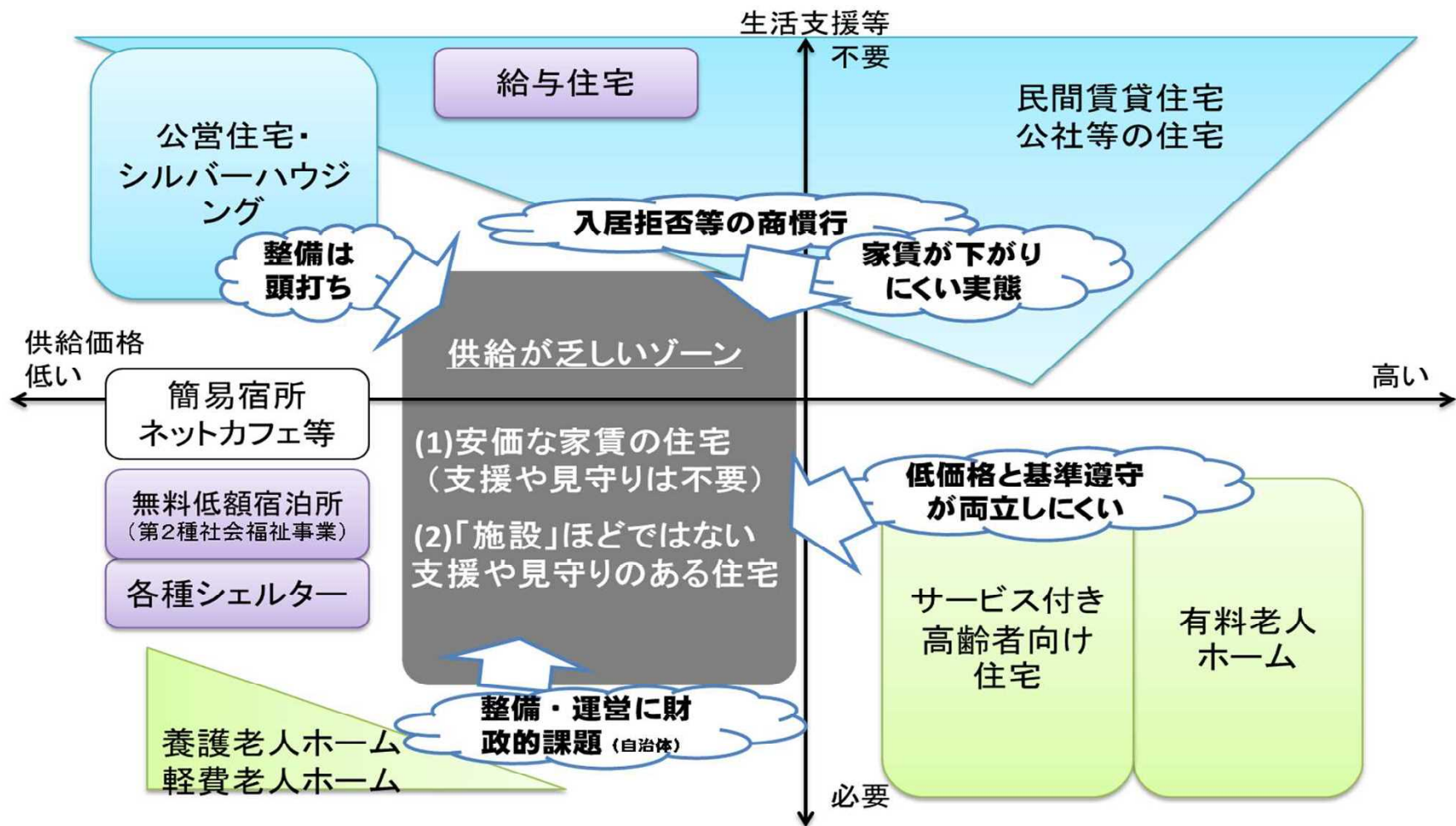
参考資料
1-3



NPO法人 抱樸(ほうぼく)
理事長 奥田知志

居住支援のフィールド・・・廉価と支援

居住に関する資源を巡る課題



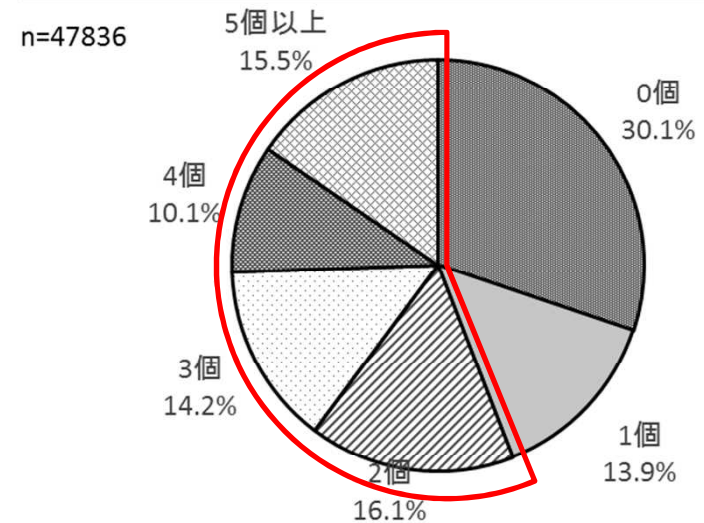
新規相談者の状況(本人の抱える課題)

○ 新規相談者の抱える課題は経済的困窮を始め多岐にわたり、複数の課題を抱える者が半数を超える。

1. 新規相談者の特性(抱える課題)



2. 左の各項目の該当個数

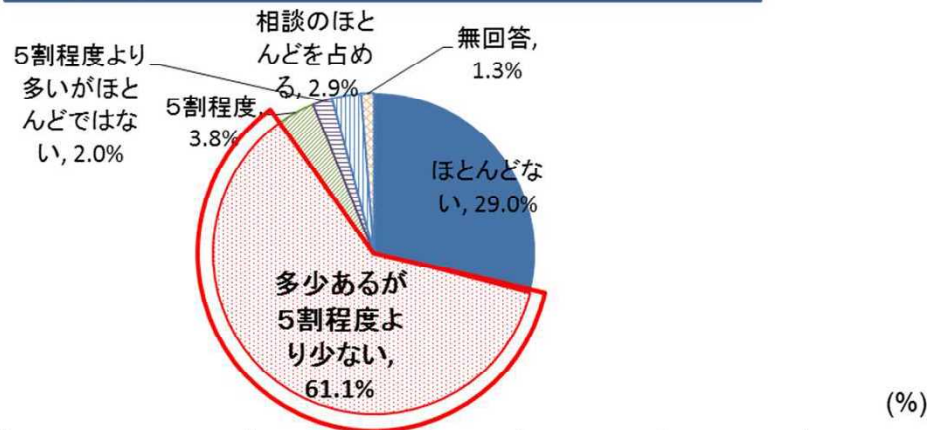


(出典)平成28年度社会福祉推進事業「生活困窮者自立支援制度の自立相談支援機関における支援実績の分析による支援手法向上に向けた調査研究事業」(みずほ情報総研株式会社)。調査対象118自治体の平成28年4月～平成28年12月の新規相談受付47,836ケースについてグラフ化したもの。

自立相談支援機関における居住支援ニーズ

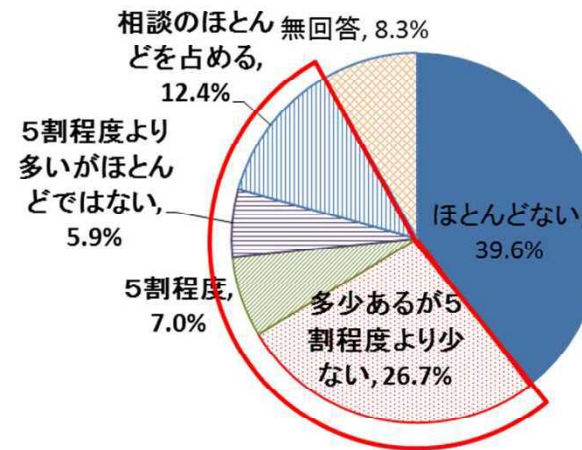
- 新規相談のうち、住まいに関する相談は「多少あるが5割程度より少ない」とする自立相談支援機関が全体の約6割を占める。指定都市では、「相談のほとんどを占める」とする自立相談支援機関も2割弱存在する。
- 民間賃貸住宅への支援を行うケースにおいて、連帯保証人・緊急連絡先の確保が課題となっている自立相談支援機関が約半数を占める。

1. 新規相談のうち、住まいに関する相談が占める割合



	全体	指定都市	中核市	一般市	町村部
ほとんどない	29.0	1.6	6.3	29.5	51.7
多少あるが5割程度より少ない	61.1	65.6	83.3	64.0	41.5
5割程度	3.8	12.5	2.1	2.8	2.5
5割程度より多いがほとんどではない	2.0	3.1	4.2	1.5	1.7
相談のほとんどを占める	2.9	17.2	2.1	0.6	1.7
無回答	1.3	-	2.1	1.5	0.8

2. 民間賃貸住宅への支援を行うケースにおいて、連帯保証人・緊急連絡先となる人がいないことが課題となったケースの割合



(資料出所) 平成28年度社会福祉推進事業「生活困窮者の賃貸住宅入居支援にかかる具体的な方策の普及に向けた検討事業」((一財)高齢者住宅財団)。自立相談支援機関1,148か所を対象とし555機関から回答。

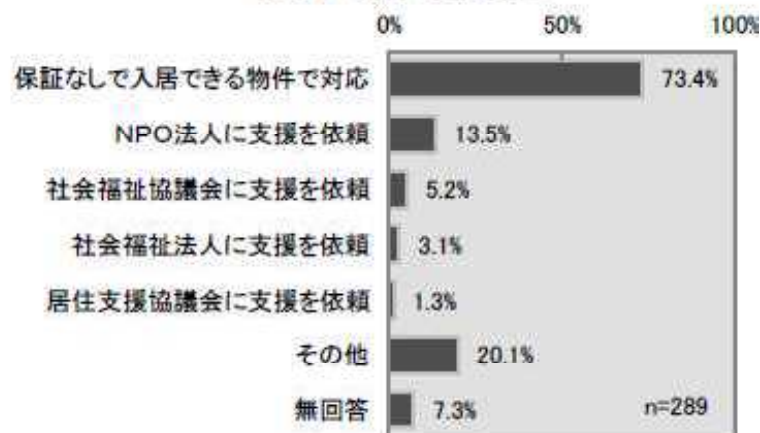
自立相談支援機関における居住支援ニーズ

○ 相談者が家賃債務保証会社の保証対象にならない(審査が通らない)場合の支援方法

相談者が家賃債務保証会社の保証対象とならない(審査が通らない)場合の支援方法としては、「保証なしで入居できる物件で対応」が73.4%を占めた。

地域区別にみると、「保証なしで入居できる物件で対応」の割合は中核市で90%近くを占める。また、「NPO法人に支援を依頼」する割合は、指定都市や中核市で20~25%を占めている。

図表 1-44 相談者が家賃債務保証会社の保証対象外の場合の支援方法



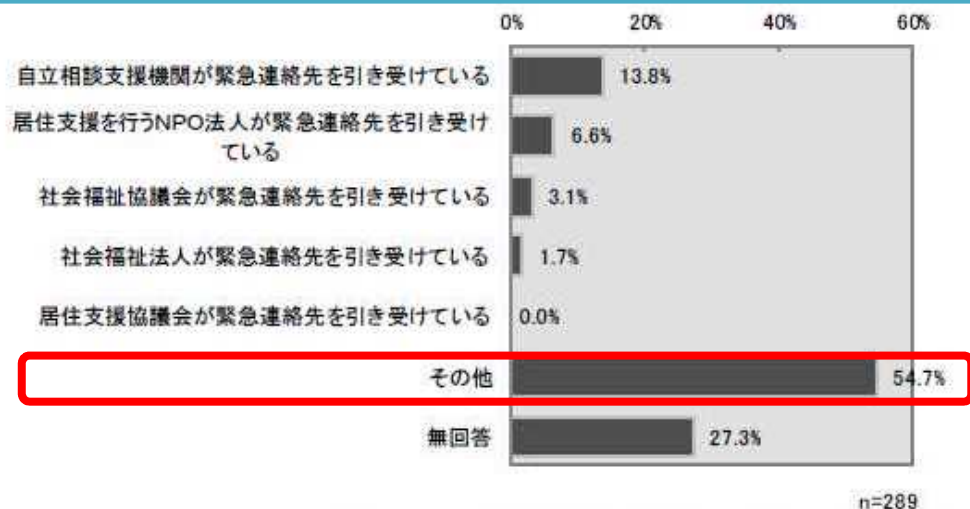
図表 1-45 相談者が家賃債務保証会社の保証対象外の場合の支援方法 (地域区分別)

	地域区分				
	全体	指定都市	中核市	一般市	町村部
回答数	289	50	35	157	47
保証なしで入居できる物件で対応	73.4	70.0	88.6	70.7	74.5
NPO法人に支援を依頼	13.5	20.0	25.7	11.5	4.3
社会福祉協議会に支援を依頼	5.2	-	5.7	6.4	6.4
社会福祉法人に支援を依頼	3.1	2.0	2.9	2.5	6.4
居住支援協議会に支援を依頼	1.4	4.0	-	0.6	2.1
その他	20.1	34.0	11.4	17.8	19.1
無回答	7.3	8.0	2.9	7.6	8.5

(出典)平成28年度社会福祉推進事業
「生活困窮者の賃貸住宅居住支援にかかる
具体的な方策の普及に向けた検討事業」
(一般財団法人高齢者住宅財団)

自立相談支援機関における居住支援ニーズ

○ 「緊急連絡先となる人がいない」課題解決に向けた対応



図表 1-47 「緊急連絡先となる人がいない」課題解決に向けた対応方法（地域区分別）

	地域区分				
	全体	指定都市	中核市	一般市	町村部
回答数	289	50	35	157	47
自立相談支援機関が緊急連絡先を引き受けている	13.8	14.0	8.6	10.8	27.7
居住支援を行うNPO法人が緊急連絡先を引き受けている	6.6	16.0	5.7	5.1	2.1
社会福祉協議会が緊急連絡先を引き受けている	3.1	2.0	2.9	1.9	8.5
社会福祉法人が緊急連絡先を引き受けている	1.7	2.0	2.9	0.6	4.3
居住支援協議会が緊急連絡先を引き受けている	-	-	-	-	-
その他	54.7	50.0	65.7	57.3	42.6
無回答	27.3	30.0	20.0	28.0	27.7

(出典)平成28年度社会福祉推進事業
「生活困窮者の賃貸住宅居住支援にかかる
具体的な方策の普及に向けた検討事業」
(一般財団法人高齢者住宅財団)

自立相談支援機関における居住支援ニーズ

○ 「緊急連絡先となる人がいない」課題解決に向けた対応（「その他」の具体的内容）

- 緊急連絡先の必要ない物件を探す（14件）
- 有効な対応策がない（13件）
- 一緒に探す、自分で探してもらおう（8件）
- 不動産屋や家主と交渉、家族親族等に依頼（7件）

（工夫していること）

- 日頃から連絡先なしでも貸してくれる理解のある家主を開拓、リスト化
- 即日入寮可能な仕事の案件を準備
- 家主が安心できるよう入居後もトラブル相談等に対応
- 親族等との関係のつなぎ直し
- 緊急連絡先に（社協や社会福祉法人の施設長等）職員がなる。

など、自由記載欄に144件の回答があった。

緊急連絡先の問題に対しては有効な対応策が見いだせていない実態

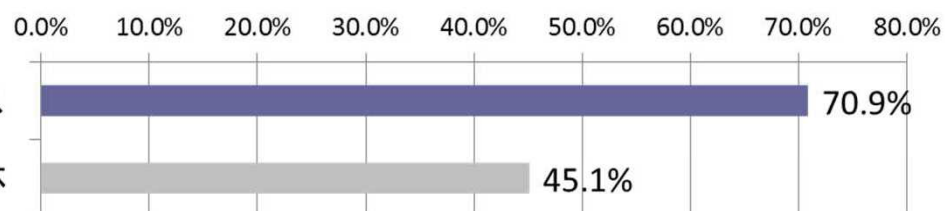
居住支援ニーズと社会的孤立の関係

○ 住まいの喪失により生活困窮に至ったケース(プラン作成ケース)は、全体と比較して「同居家族がない」「人間関係・社会とのつながりに課題がある」「経済的に頼れる人がいない」割合が高く、社会的孤立の状況にあることがわかる。

1. 「同居家族なし」の割合

住まいの喪失により生活困窮に至ったケース

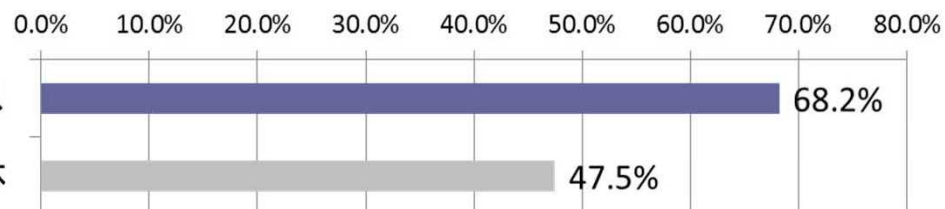
ケース全体



2. 「人間関係・社会とのつながりに課題がある」の割合

住まいの喪失により生活困窮に至ったケース

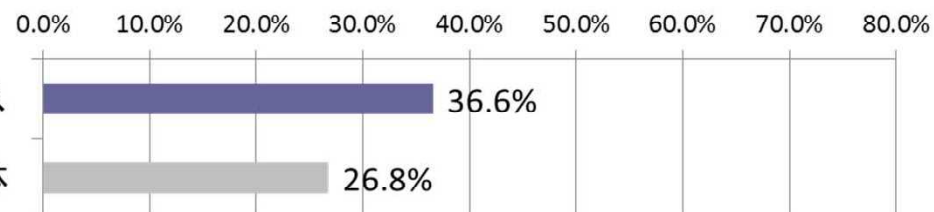
ケース全体



3. 「経済的に頼れる人がいない」の割合

住まいの喪失により生活困窮に至ったケース

ケース全体



(出典)平成28年度社会福祉推進事業「生活困窮の発生メカニズムに関する調査研究」(株式会社野村総合研究所)。人口15万人以上の156自治体におけるプラン作成ケース2,694件について、生活の困窮状況とライフヒストリーに関するアンケート調査を実施したもの。住まいの喪失により生活困窮に至ったケースはうち292件。

居住支援法人の働き
その① 支援の視点
ハウスとホーム

- 経済的困窮と社会的孤立
 - ⇒最初の住居設定・・・ゴミ屋敷
 - ⇒自立が孤立へ
 - ⇒ハウスとホームは違う

居住支援法人の働き

その② 相談は総合的に！

住宅だけ困窮している人はいない

- 複合的な困難要因・総合相談が基本
 - その他の相談事業所との連携必要
 - ⇒生活困窮者自立支援
 - ⇒地域包括支援センター
 - ⇒障害者相談事業
 - ⇒その他・・・母子、ホームレス
外国人・就労支援・
- ※厚労省・地域共生社会「断らない相談」

対象者の多様化と支援の多様化

1、ダイバーシティ⇒多様性

2、ダイバーシティ就労 対象者の多様性 (ダイバーシティ就労プロジェクトブックレット)

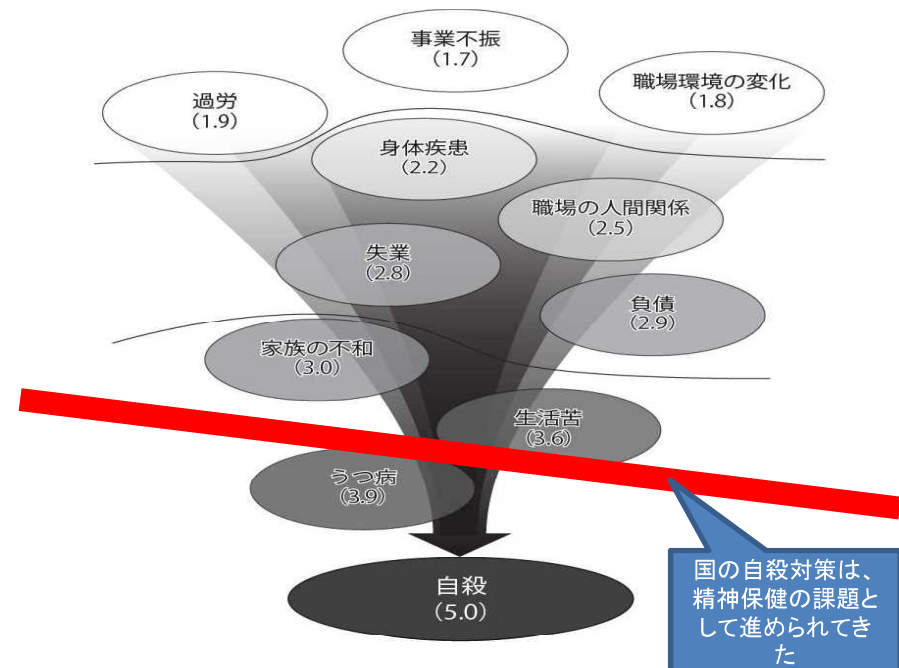
- 「障害・病気」(精神障害者、がん患者、難病患者、HIV、高次脳機能障害、若年認知症、依存症等)
- 「引きこもり、フリーター、ニート」(若年無業、中高年ニートを含む)
- 「65歳以上の高齢者」(定年退職者、高齢無業者等)
- 「その他」(刑余者、社会的養護施設退所者、LGBT、ホームレス、ネットカフェ難民等)

個別型の総合支援支援

まるごと支援が必要

抱樸の支援

⇒その人の抱える課題の多様性に着目



抱樸 ⇒ まるごと支援（支援内容の多様性）

- ①総合相談支援 ②居住支援 ③就労支援 ④生活支援
- ⑤支援施設 ⑥保証人提供 ⑦社会参加支援 ⑧社会的手続き
- ⑨金銭管理支援 ⑩司法連携支援 ⑪医療連携支援 ⑫地域互助支援
- ⑬葬儀等死後事務支援 ⑭更生支援 ⑮家族支援
- ⑯子ども支援 ⑰障害者福祉事業 ⑱高齢者福祉事業
- ⑲伴走型支援（孤立・孤独・家族無・絶縁） その他

※まるごと支援が必要 支援の多様性

※その中でダイバーシティ型

居住支援法人の働き

その③ 見守り付きで住宅確保

大家(オーナー)の安心を得る

- 不動産オーナーの拒否感情
 - ⇒ 経済的に不安定(低年金等の問題)
 - ⇒ 保証人が確保できない
 - ⇒ 相談先がない
 - ⇒ 見守りがない(生活支援)
 - ⇒ 孤立死の危険性
 - ⇒ 死後事務(葬儀含む)を担当する人がいない
 - 65歳以上の単身世帯 624万世帯(2015年)
- ※居住支援法人が核となって「不安」を解消する

NPO法人抱樸 総合的生活支援

NPO「自立生活サポートセンター」の直接支援メニュー

①就労支援・定着支援

2016年度離職者14名、再就職者16名
職場との連携・・・無断欠勤時の訪問確認

②住居支援

相談対応 近隣トラブル対応
大家や管理会社との連携
転居支援・・・転居54名の支援

③福祉事務所等の連携による支援

保護CWとの協働

④健康・保険支援

健康状況の把握と助言。
受診同行、服薬管理、病院との情報共有

⑤親族・地域との交流支援

親族との連絡、再会支援
地域住民(民生委員含む)との交流支援

⑥他法活用による支援

年金の受給申請、雇用保険、傷病手当申請
障がい者手帳の取得支援

⑦法律・人権支援その他

債務の法律相談、逮捕拘留時の弁護士連携
(定着支援センターとの連携)

⑧定期訪問

データベース3ヶ月記載なし基準)

いつでも相談できる体制

買物同行 個食防止・・・「お昼ご飯を一緒に支援」

⑨互助会連携

世話人会が、行事カレンダー等を毎月 訪問配布
葬儀は、互助会葬で実施

⑩看取り等支援

自立の5本柱

「自立した者は一人で死なない、一人で死なせい」

葬儀社連携、宗教の連携(葬儀、納骨)

(路上7割、自立後5割で無縁仏)

⑪金銭管理支援

アディクション対応(ギャンブルやアルコールなど)

本人同意前提で金銭管理実施

定期来所はケアのチャンス

自立支援法の「家計支援」とは違う

⇒後見人の手前を支援

昨年の年間対応件数14,104件 (700名)

日常的金銭管理268名

(毎日3名、週2回1名、週1回118名、月2回59名、
月1回24名、その他63名) 積立管理支援は187名

居住支援法人の働き

その④ 債務保証人確保

機関保障との連携

- ⇒ 居住支援法人が保証人になる
 - ※国に因る事故補償(7割)
- ⇒ 機関保障会社との連携可能
- ⇒ 「家賃情報」は、見守り・生活支援の基本
 - 滞納情報をいかにして早くつかむか
- ⇒ 抱樸の場合

第三事業 債務保証事業

審査で落とさない・生活支援付き保障

「債務保証会社」と「NPO抱樸」による生活支援付保証事業

目的

住宅確保要配慮者(生活困窮者)の居住喪失を防ぐため

抱樸と債務保証会社が連携し、生活保障と家賃保証の新しい枠組みをつくる

対象

従来、オーナー・不動産会社のリスクを理由に入居拒否される層

家賃債務保証会社の審査が通らない層

枠組み

■入居支援・保証人提供(債務保証会社:オリコフォレントインシュア)

⇒オーナー・不動産会社のリスク(滞納や原状回復リスク)を保証し、契約者の生活危機情報を早期にキャッチする事で生活支援につなげる

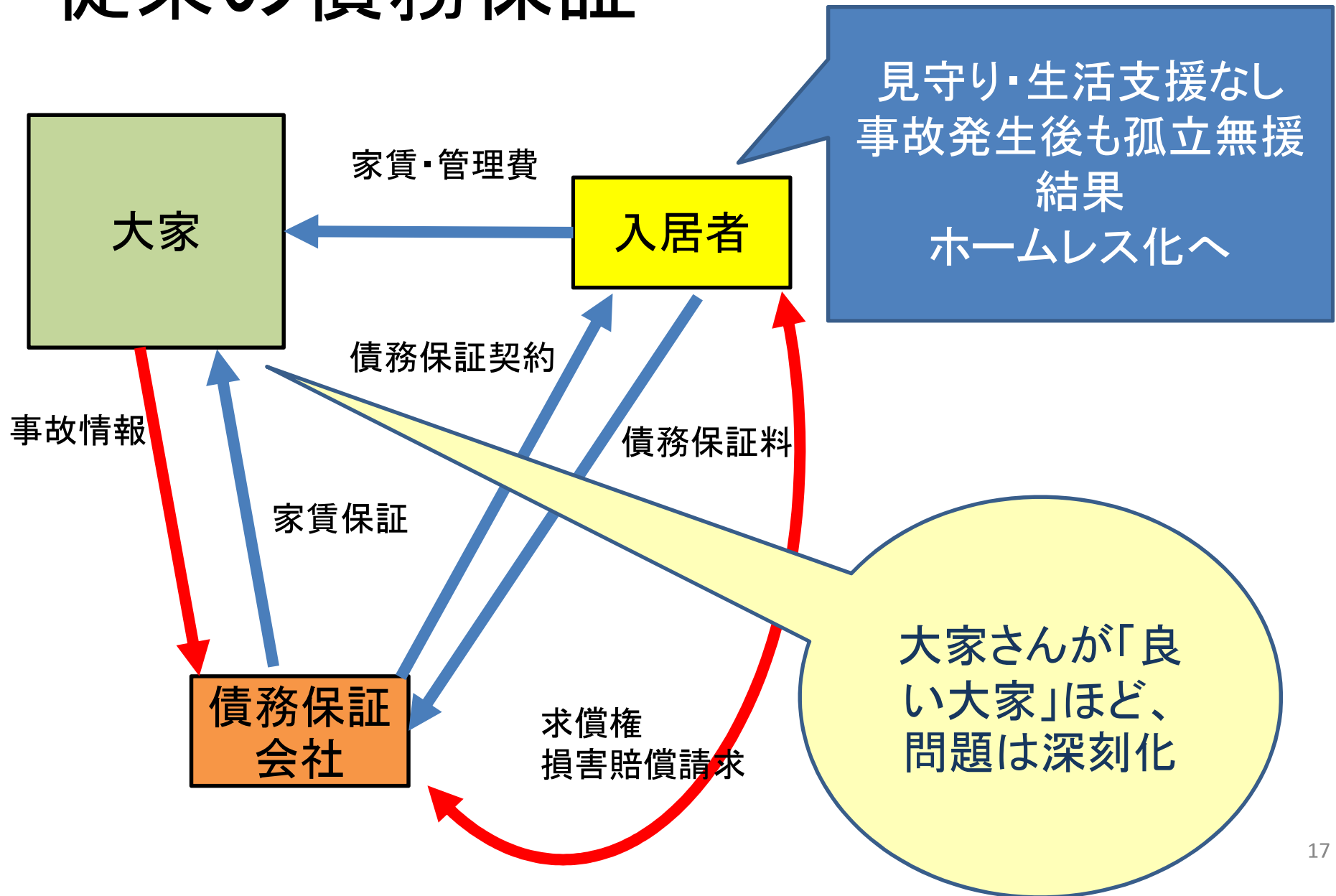
⇒月二回のオートコールにて安否確認。確認できなければ抱樸への連絡。

■見守りと生活支援(抱樸)

⇒契約者の相談、見守り、緊急対応を行い、安定的な日常生活へ立て直しを伴走する

■費用
保証会社・・・初回1カ月分 毎月収納する金額の1%の保証料
抱樸・・・・・・・毎月2000円(税抜) の生活支援費

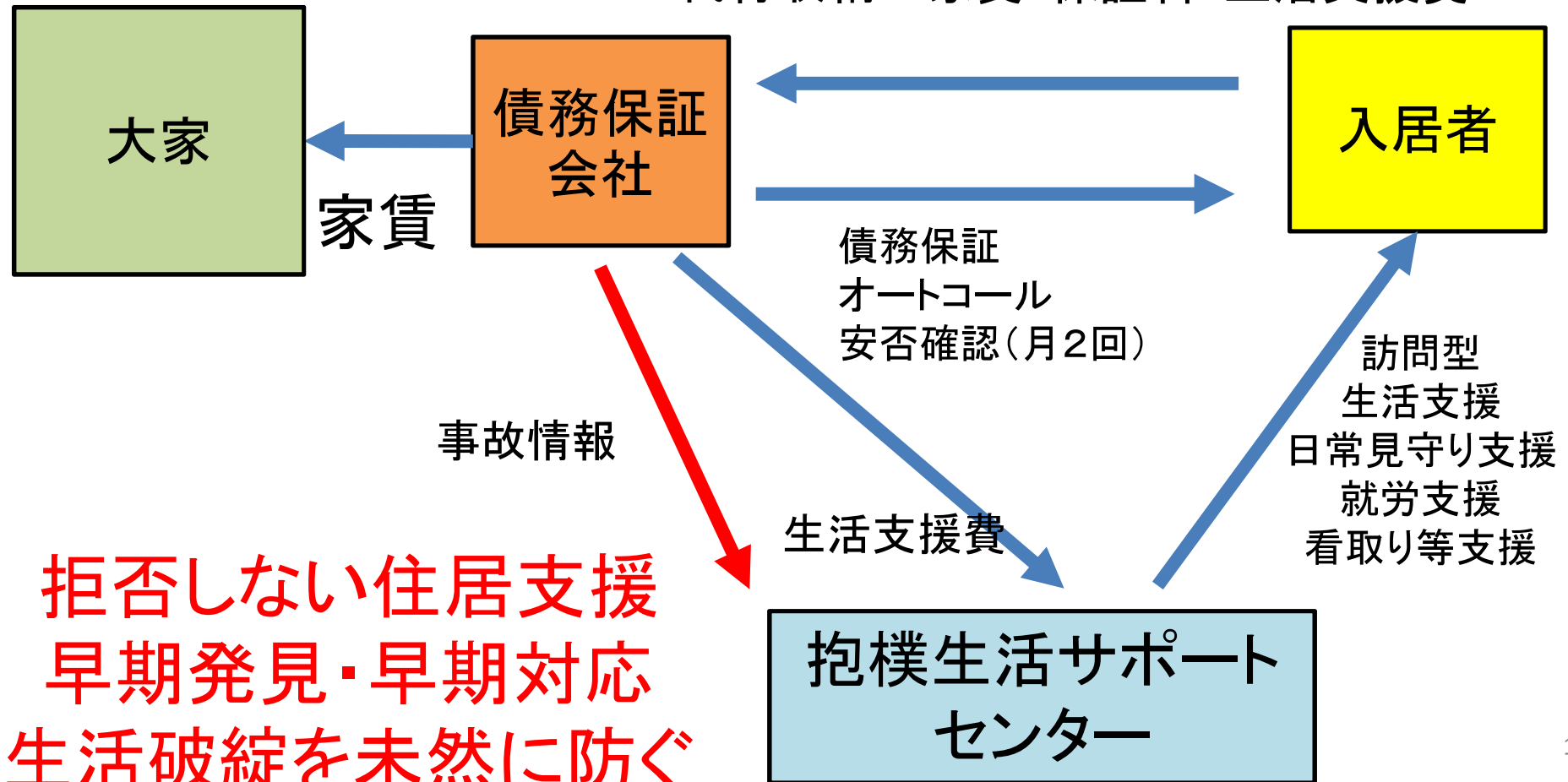
従来の債務保証



今回の事業モデル

保護世帯の場合
北九州市代理納付

代行収納⇒家賃・保証料・生活支援費



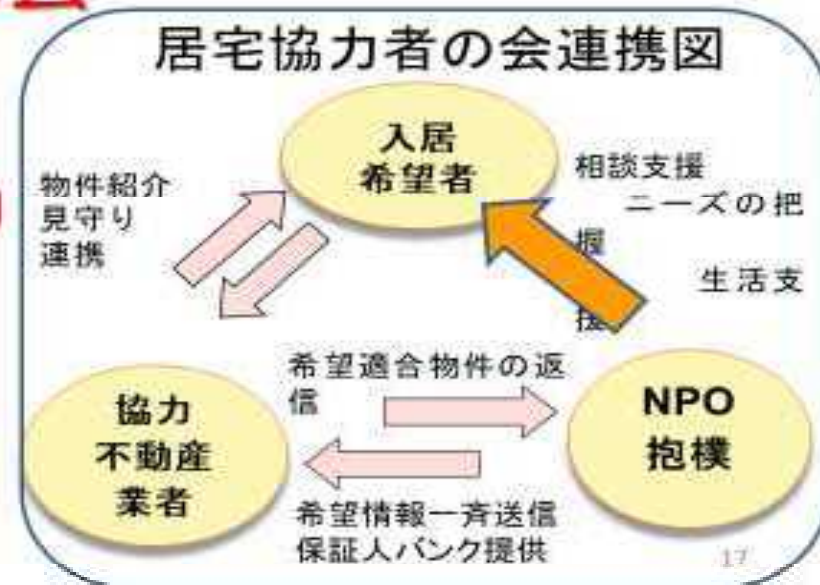
居住支援法人の働き その⑤ 物件確保は広く 専門職との連携

一般不動産市場における物件確保
⇒空き家バンクよりも有効

自立支援居宅協力者の会
北九州・福岡で53社

NPOと不動産業者による見守り

- ①ニーズに合わせた物件
- ②不動産業者による見守り
⇒家賃滞納の早期発見
- ③NPOによるサポート



NPO法人抱樸 2017年度居宅支援実績

	センター	支援住宅	定着	就労	下関	巡回	中間	サポ	合計
居宅相談人数	53	8	54	2	24	90	61	72	364
入居件数	53	8	26	2	24	47	7	62	229
民間	36	6	6	0	10	13	5	21	97
見守り付き住居	3	1	0	1	1	2	0	12	20
高齢者向け住宅	1	0	0	0	0	0	0	5	6
グループホーム	7	0	4	1	2	1	0	7	22
その他施設	6	1	16	0	11	31	2	17	84

年間相談件数 364件
入居者 229人

居住支援法人の働き

その⑥ 本職+α

事業化は必至

- ⇒ 居住支援法人は看板
- ⇒ 本業の存在が重要
- ⇒ 課題は、持続可能な事業となるか
- ⇒ 「生活支援費用」はどこから？
- ⇒ 居住支援法人の働きを実質的にしている団体・企業は多い
- ⇒ いつまでもあると思うな補助金！

抱樸居住支援事業—見守り支援付住宅

※単身生活可能だが日常的な見守り及び時として生活支援が必要

① 地域が抱える課題マッチングによる新しい価値(ビジネス)創造

⇒不動産・・・学生向けマンションの空き家化問題解決

⇒債務保証会社・・・家賃滞納事故問題解決

⇒生活支援NPO・・・生活支援費用の負担問題解決



② 住宅確保

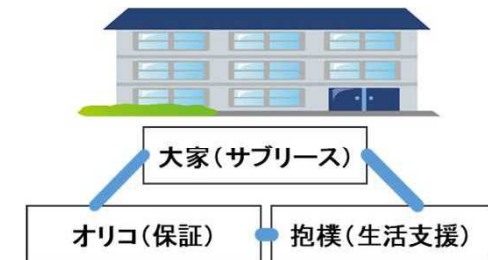
不動産「田園興産」(オーナー)からNPO抱樸が借上げ(サブリース)

⇒鉄筋コンクリート8階建 耐震、耐火構造

⇒3フロアー:46室借り上げ(内一部屋管理人室)

⇒管理人常駐体制 ⇒24時間相談受付(NPO)

⇒保証人才リコとの連携・・・家賃見守、オートコール



③ 保証人確保 債務保証会社とNPO抱樸による生活支援付保証人事業

※NPOが実施する生活支援費の確保のしくみ

サブリース差益⇒9000円(月額)生活支援費(平均3万円の物件を2万円で借上)

生活支援付保証⇒2000円(月額)生活支援費

■合計 一部屋に付11,000円(月額)の生活支援費を確保

※46室のサブリースで年間約607万円のサポート経費を確保

断らない！ 見守り支援付き住宅 「プラザ抱樸」

単身生活可能だが、日常的な見守り、及び時として生活支援が必要な方を想定

月額費用

家賃：29,000円

公益費：5,940円（水道料・給湯料・町費）

生活支援費：2,160円

OFI賃貸保証料（継続）：349円（初回の1%）

その他初期費用

敷金：58,000円（家賃2か月分）

OFI賃貸保証料（初回）：34,940円（家賃＋公益費）

23



プラザ抱樸入居者一覽

(2019年3月末現在、他管理人1名)

番号	入居月	年齢	性別	相談経路	収入源	属性	障がい	制度活用	
1	3月	50代	男	就労準備	就労	生活困窮			
2	3月	80代	男	抱樸館下関	生保	高齢・HL			
3	3月	10代	男	巡回(学校)	親仕送り	障がい	精神2級	就労準備	
4	3月	20代	女	小倉サポ	生保	障がい・HL	精神2級	作業所	
5	3月	70代	男	小倉サポ	生保	障がい・高齢・HL	療育B2	要支援2	
6	3月	40代	男	障がい者相談事業所	生保・年金	障がい	療育B2・精神3級	みると	→10/31退去
7	3月	60代	男	センター	年金	高齢・HL			
8	3月	70代	男	小倉サポ	生保	高齢・HL			
9	3月	40代	男	小倉サポ	生保	障がい・HL	療育B2	訪問看護・作業所	
10	4月	80代	女	巡回(地域包括)	年金・貯蓄	高齢			
11	4月	30代	男	障がい者相談事業所	年金・就労	障がい	療育B2	作業所	
12	4月	30代	男	センター	年金・就労	障がい・HL	療育B2		
13	5月	40代	男	センター	生保	HL	突発性難聴		
14	5月	60代	男	センター	年金・生保	高齢・HL			
15	5月	60代	女	障がい作業所	年金	障がい・高齢	療育B2	ヘルパー利用	
16	6月	30代	女	保護課	貯蓄	障がい・DV	精神2級	就労準備	
17	6月	70代	男	中間	就労・貯蓄	高齢・生活困窮		介護保険申請中	
18	6月	60代	男	センター	生保・年金	高齢・HL			
19	6月	70代	男	巡回(病院)	生保・年金	高齢・HL			
20	7月	20代	女	保護課	生保・就労	障がい	発達障がい	作業所	

プラザ抱樸入居者一覽

(2019年3月末現在、他管理人1名)

番号	入居月	年齢	性別	相談経路	収入源	属性	障がい	制度活用
21	7月	60代	男	センター	生保・年金・就労	障がい・高齢・HL	療育B2	作業所
22	7月	50代	男	センター	生保・就労	障がい・HL	療育B2	作業所
23	8月	20代	女	センター	生保	障がい・HL・母子	療育B2	ヘルパー・訪問看護・権利擁護・作業所
24	9月	70代	男	センター	生保	高齢・HL		
25	9月	50代	女	子ども家庭相談コーナー	貯蓄	DV		就労準備(予定)
26	9月	60代	男	センター	生保・年金	高齢・HL		
27	10月	40代	男	センター	生保	HL		
28	10月	40代	男	センター	生保	障がい・HL	精神2級	作業所・訪問看護
29	10月	40代	女	自立相談	就労	生活困窮・DV		
30	11月	20代	女	自立相談	就労・生保	生活困窮		
31	12月	50代	男	小倉サポ	就労・年金	障がい・HL	療育B2	
32	2月	60代	男	センター	生保	高齢・HL		
33	2月	30代	男	センター	生保	HL		
34	2月	20代	女	支援者	就労	社会的養護		
35	3月	40代	男	ケアマネ	年金	障がい	身障1級	ヘルパー利用
36	3月	50代	男	センター	生保・就労	障がい・HL	精神3級	作業所・マック
37	3月	70代	男	教会	年金	高齢		
38	3月	50代	男	ケアマネ	生保	障がい	身障申請中	ヘルパー・デイ利用

居住支援法人の働き

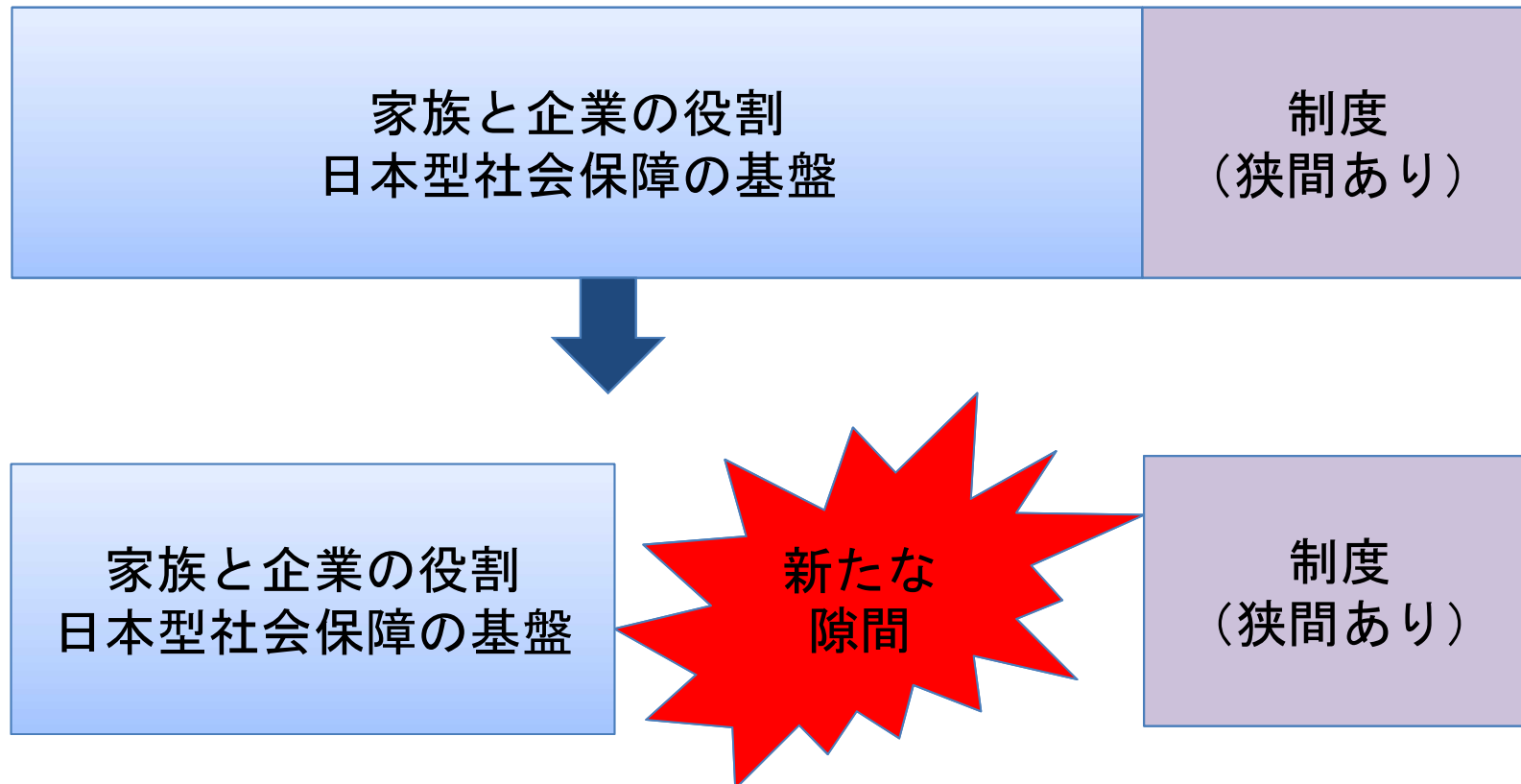
その⑦ 共生地域をコーディネート

地域で支える・友達と出番

- ①誰でも入会可能 年会費6000円(月額500円)
- ②会員数270名(内当事者:なかまの会 150名)
- ③世話人20名 見守り活動(定期訪問)
- ④年間行事 バス旅行、花見、新年会、誕生日会
- ⑤サロン 卓球(毎週)、カラオケ(毎週)、かふえ(毎週)
- ⑥看取りと葬儀 互助会葬と偲ぶ会(追悼集会)

⇒大家の安心へ

地域共生システムとは？
「家族機能の社会化」
従来の社会構造⇒家族・企業と制度
現在・・・家族と企業の縮小
制度の隙間と**制度との隙間**





家族(家庭)モデルの5つの機能

社会保障・・・家族機能の社会化(赤の他人の登場)

①家庭内サービス提供

サービスの提供・・・住居、食事、睡眠、看護、教育、服飾、介護

※この部分の社会化も進行中・・・ファミマお母さん食堂、介護保険

②記憶の装置

記憶・・・アイデンティティとデータベース

③家庭外資源活用一つなぎ・もどしの連続的行使

家族のニーズに応じた社会的資源をコーディネート

もどし機能・・・社会資源淘汰機能

④役割と意味の付与・・・自己有用感確保・相互性の担保 助けられるから助けるへ

⑤何気ない日常(葬儀まで)・・・問題解決ではなく、生活そのもの

日常生活支援と言う新たな分野

※良い社会とは？・・・赤の他人が葬儀を出し合う社会



葬儀は家族機能そのものの**地域共生社会**とは？
赤の他人が葬儀を出し合う社会 **家族機能の社会化**



居住支援法人の働き

その⑧ 居住支援協議会をつくろう

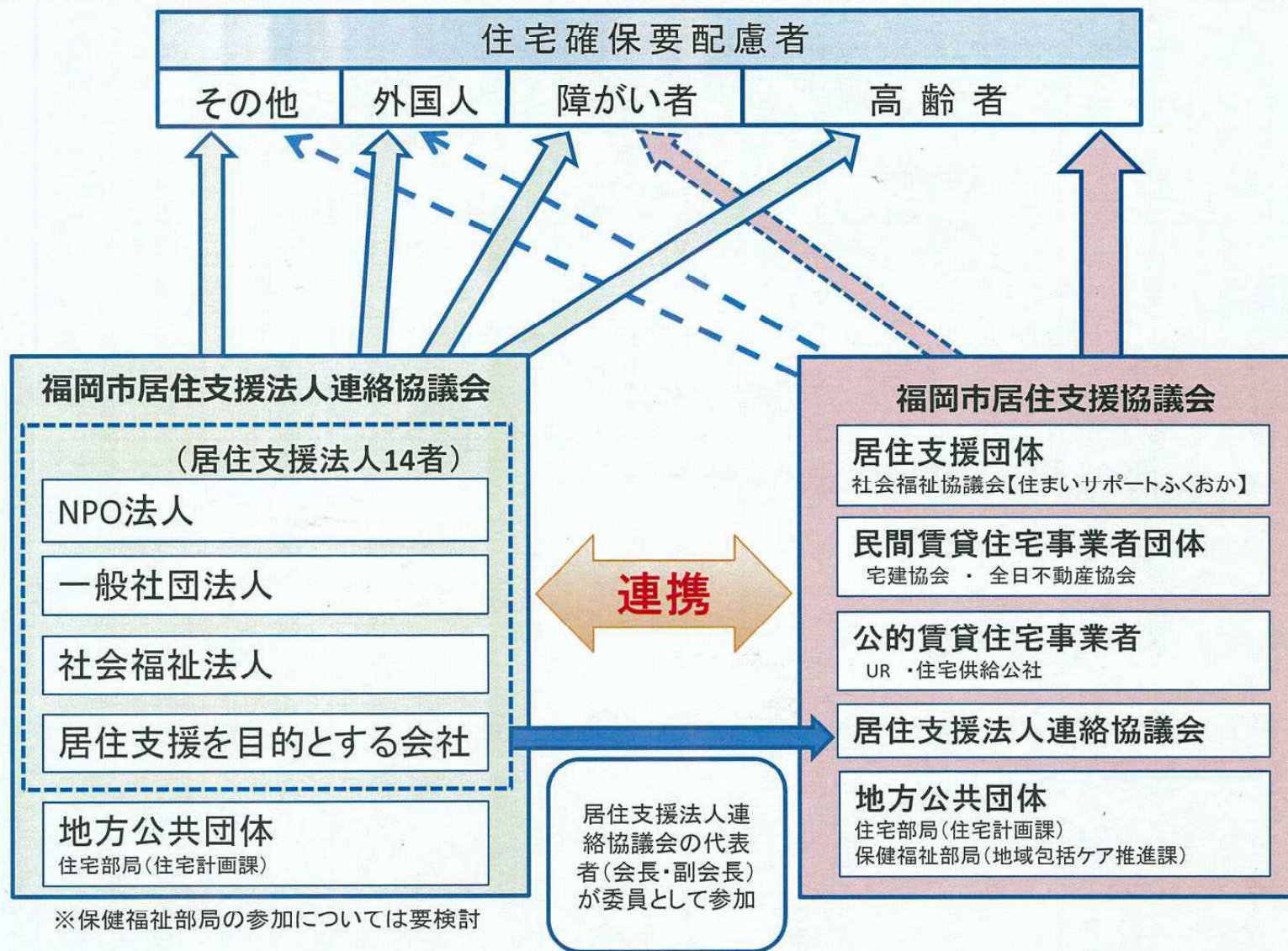
立ってる者は親でも使え！

- ⇒ 居住支援協議会を作る
- ⇒ 居住支援協議会の実働化
- ⇒ 居住支援協議会のメンバーの多様化
- ⇒ 庁舎内連携の促進
- ※ 他省・他施策の一体活用ステージ

生活困窮者支援・一時生活支援事業
障害者の地域見守り支援
法務省再犯防止関連事業

居住支援協議会と居住支援法人連絡協議会の連携について

別紙 1



(2019年7月9日福岡市居住支援協議会資料より)

2019年6月29日居住支援法人の全国組織設立

代表呼びかけ人



村木 厚子

元厚生労働事務次官、津田塾大学客員教授

福祉にかかわる人々から、高齢者にとって必要なものは「安心できる居場所」「味方」「誇り」だと聞きます。刑務所出所者の支援をする矯正・保護関係の人々から、立ち直りに必要なものは「居場所」と「出番」だと聞きます。両者に共通するのは「居場所」です。単なる「住居」でなく「居場所」を創るために、全国居住支援法人協議会は、「居宅と暮らしの一体的な支援」を目指します。皆様のご支援・ご協力を心からお願いいたします。



三好 修

株式会社三好不動産社長
全国賃貸住宅経営者協会連合会会長

近年、加速するITやAI化により変化する社会構造や法律改正の中で外国人労働者受け入れ拡大や少子高齢化が一段と進み、身寄りのない高齢者や外国人は住まいの確保が困難となる問題が絶えずあります。その一方で民間賃貸住宅の家主は時代とともに空室という問題を抱えており、私達はこの両者の間に立ち、皆様のご協力のもと、多様な問題を解決する仕組みを構築して参ります。今後とも変わらぬご支援を賜りますようお願い申し上げます。



奥田 知志

NPO 法人抱模理事長
生活困窮者全国ネットワーク共同代表

ホームレス支援に携わって30年が過ぎました。住まいをなくすことがどれだけ過酷であるかをつぶさに見てきました。家を失うとは、社会生活の基盤失うことであり、「ホーム」と呼べる「つながり」を失うことです。「畳の上で死にたい」とおっしゃっていたおやじさんが、アパート入居後「俺の最期は誰が看取ってくれるだろうか」とつぶやかれたことが忘れられません。「全国居住支援法人協議会」が発足します。住宅確保が困難な人が増える中、「住まい（ハウス）と暮らし（ホーム）」を一体的に支える仕組みが必要です。居住支援法人の役割は重要です。ご参加ください！共生社会を創造しましょう！

会員登録のお願い

会員種別および年会費

1号会員（総会議決権有）：1口 30,000円

2号会員（総会議決権無）：1口 10,000円

賛助会員：団体1口 50,000円

個人1口 3,000円

<会員種別>

1号会員 当法人の目的に賛同する指定居住支援法人及び指定を目指している団体で、かつ別に定める会費を納めた法人又は個人。総会議決権を有する。

2号会員 当法人の目的に賛同する指定居住支援法人及び指定を目指している団体で、かつ別に定める会費を納めた法人又は個人。総会議決権を有しない。

賛助会員 当法人の目的に賛同し、事業を援助・後援する者又は事業成果等の情報の提供等を受けようとする者で、別に定める会費を納めた法人又は個人。

<振込先>

城南信用金庫 営業部本店
普通預金 口座番号 859992
口座名義 一般社団法人全国居住支援法人協議会
代表理事 奥田知志

フリガナ シャ/ゼ/ノクヤジ/ウシノホク/ンチヨ

※振込手数料はご負担くださいますよう、お願い申し上げます。

● お問い合わせ ●

一般社団法人 全国居住支援法人協議会
(略称：全居協)

事務局所在地：〒169-8527
東京都新宿区大久保 2-2-6
ラクアス東新宿
(バルシステム生活協同組合連合会内)

TEL：03-6273-8660 FAX：03-3232-6536
E-mail：info@zenkyokyou.jp
URL：https://www.zenkyokyou.jp



一般社団法人
全国居住法人支援協議会

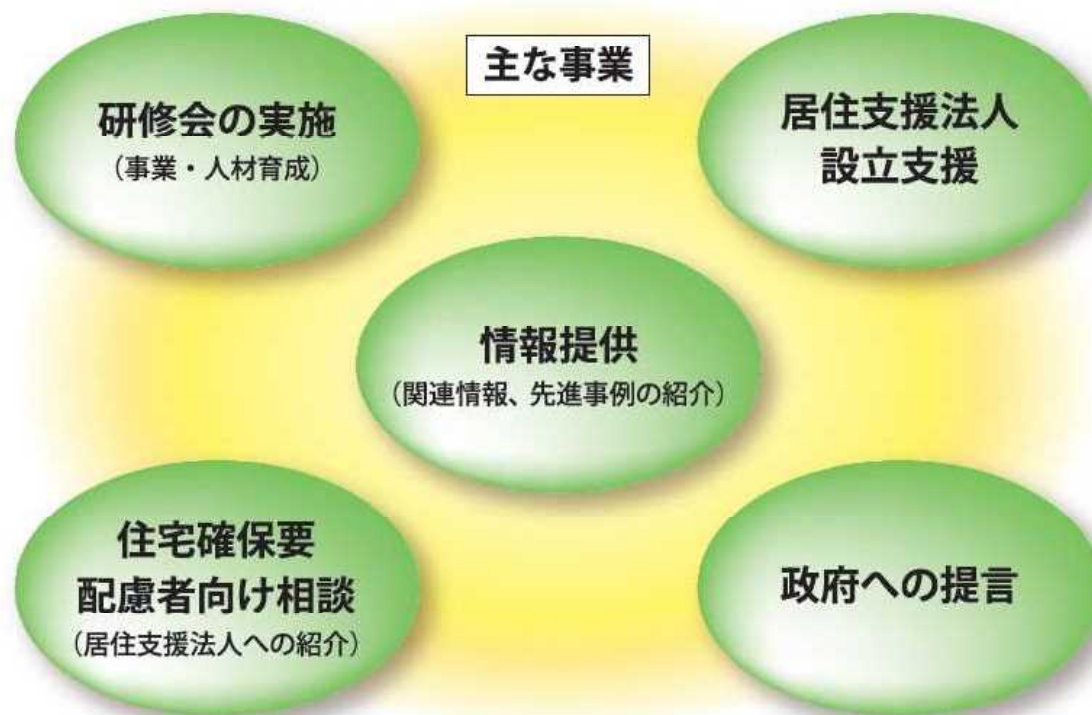
入会のご案内



交流と研鑽、横断的な連携で 居住支援法人の発展を支えます

一般社団法人 全国居住支援法人協議会は、全国住居確保が困難な生活困窮者向けの事業を実施する団体等の相互の交流と研鑽の機会を提供し、国土交通省（住宅セーフティネット制度）および厚生労働省（生活困窮者自立支援制度）が横断的に連携できる枠組みを構築する協議会として、設立されました。

ぜひ会員として参加をご検討いただき、活動をご支援、ご協力くださりますよう、お願い申し上げます。



事業目的（定款より）

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給促進に関する法律に基づく居住支援業務に関する情報共有、同業務の質の向上、同業務の持続的活動支援及び居住支援法第40条に規定する法人相互の連携強化を目的とし、その目的に資するため、次の事業を行う。

- (1) 会員への情報提供、研修会の実施に関わる事業
- (2) 行政への政策提言、要望に関する事業
- (3) 住宅確保要配慮者、メディアへの情報提供、啓発に関する事業
- (4) その他当法人の目的を達成するために必要な事業
- (5) 前各号に掲げる事業に付帯又は関連する事業

【対象】

居住支援法人および居住支援法人を目指す団体

【主な活動（会員特典）】

- ① 全国研修会実施（居住支援法人の事業・人材育成）
- ② 情報提供（各省庁の居住に関する情報、居住支援法人事業の紹介）
- ③ 住宅確保要配慮者向け相談（居住支援法人へのつなぎ）
- ④ 居住支援法人向けの相談・講師紹介
- ⑤ 政府への提言
- ⑥ 居住支援法人設立支援

【発足準備会メンバー】

村木厚子
(元厚生労働事務次官、津田塾大学客員教授)

三好修
(三好不動産社長、全国賃貸住宅経営者協会連合会会長)

奥田知志
(NPO 法人抱模理事長、生活困窮者全国ネットワーク共同代表)

高橋敏士
(東京通信大学人間福祉学部教授、高齢者住宅財団前理事長)

北岡賢剛
(社会福祉法人グロー理事長)

大月敏雄
(東京大学大学院工学系研究科建築学専攻 教授)

芝田淳
(NPO 法人やどかりサポート鹿児島理事長、司法書士)

石田敦史
(パルシステム連合会代表理事)

那珂正
(高齢者住宅財団理事長)

西澤希和子
(株式会社あんど代表取締役共同代表)